

## 令和4年度（2022年度）地域療育センター事業補助金交付要領

### （趣 旨）

第1 熊本県地域療育センター事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### （補助率及び補助基準額）

第2 補助金の補助率は、事業に要した経費又は補助基準額（別表）のいずれか低い額の1/2以内とし、補助上限額は1,917,000円とする。

### （交付申請）

第3 交付要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式-1によるものとする。

### （変更申請）

第4 交付要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式-2によるものとする。

### （申請の取下げ）

第5 交付要項第6条の期間は、交付の決定の通知を受けた日から20日とする。

### （状況報告）

第6 交付要項第8条の状況報告は、別記第2号様式によるものとする。

### （実績報告）

第7 交付要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第1号様式-3及び第2号様式によるものとする。

2 交付要項第9条第3項の提出期限は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は翌年度4月15日のいずれか早い日とする。

### 附 則

この要領は、令和4年（2022年）8月1日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

## 補助基準額算式

## 1 療育相談員設置事業

(1) 設置月数12か月の場合

年額 3, 183, 000円 . . . . . (7)

(2) 設置月数12か月未満の場合

3, 183, 000円÷12か月×設置月数 . . . . (7)'

2 在宅支援等訪問療育等指導事業 1件当たり単価 5, 700円

@ 5, 700円×年間事業実施件数 . . . ①

3 在宅支援等外来療育等指導事業 1件当たり単価 2, 700円

@ 2, 700円×年間事業実施件数 . . . ②

4 施設支援一般指導事業 1件当たり単価 14, 700円

@ 14, 700円×年間事業実施件数 . . . ③

①+②+③ の総額 . . . . . (イ)'

## 全体補助基準額

{(7)又は(7)'}+(イ)'の総計

※ 基準額単位千円未満は切り捨てとする。